

件名

特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の五第一項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p>改正後</p>	<p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 前項第一号の固定資産のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。</p> <p>一 特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供した建物 当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額(当該建物の時価額(固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。))又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。))のうちいずれか少ない額</p> <p>二 特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供した土地 当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額(当該土地の時価額(路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。))又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。))のうちいずれか少ない額</p> <p>三 リース(契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。)に係る使用権資産(対応する原資産が有形固定資産である場合に限る。)</p> <p>― 当該リースに係るリース負債の額又は当該使用権資産の額の</p>
<p>改正前</p>	<p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 前項第一号の固定資産のうち、特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供したものであって、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。</p> <p>一 建物 当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額(当該建物の時価額(固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。))又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。))のうちいずれか少ない額</p> <p>二 土地 当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額(当該土地の時価額(路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。))又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。))のうちいずれか少ない額</p> <p>「号を加える。」</p>

<p>うちいづれか少ない額</p> <p>3 前項第一号及び第二号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額（時価額又は帳簿価額のうちいづれか少ない額）の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。</p> <p>〔4〕8 略</p>	<p>3 前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額（時価額又は帳簿価額のうちいづれか少ない額）の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。</p> <p>〔4〕8 同上</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。